

衆議院 第二百一回国会 厚生労働委員会 議 録 第 十 七 号

令和二年六月十日(水曜日)

午前十一時三十三分開議

出席委員

委員長 盛山 正仁君

理事 後藤 茂之君 理事 新谷 正義君

理事 富岡 勉君 理事 長尾 敬君

理事 平口 洋君 理事 小川 淳也君

理事 岡本 充功君 理事 高木美智代君

あべ 俊子君

上野 宏史君

大串 正樹君

木村 哲也君

小島 敏文君

後藤田正純君

塩崎 恭久君

白須賀貴樹君

高橋ひなこ君

船橋 利実君

三ッ林裕巳君

阿部 知子君

尾辻かな子君

下条 みつ君

中島 克仁君

山井 和則君

梶屋 敬悟君

宮本 徹君

厚生労働大臣

厚生労働副大臣

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働委員会専門員

委員の異動

六月十日

辞任 伊佐 進一君

補欠選任 鰐淵 洋子君

同日

辞任 鰐淵 洋子君

補欠選任 伊佐 進一君

六月十日

全ての子供に格差なく、等しく質の高い保育を保障するための保育・学童保育関係予算の大幅増額と施策の拡充に関する請願(手塚仁雄君紹介)(第一三八四号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一四七四号)

同(笠井亮君紹介)(第一四七五号)

同(城井崇君紹介)(第一四七六号)

同(穀田恵二君紹介)(第一四七七号)

同(志位和夫君紹介)(第一四七八号)

同(清水忠史君紹介)(第一四七九号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一四八〇号)

同(田村貴昭君紹介)(第一四八一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一四八二号)

同(畑野君枝君紹介)(第一四八三号)

同(藤野保史君紹介)(第一四八四号)

同(宮本徹君紹介)(第一四八五号)

同(本村伸子君紹介)(第一四八六号)

全国一律最低賃金制度の実現を求めることに関する請願(衛藤征士郎君紹介)(第一三八五号)

同(下条みつ君紹介)(第一三八六号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一四八九号)

同(泉田裕彦君紹介)(第一四九〇号)

同(小川淳也君紹介)(第一四九一号)

同(小沢一郎君紹介)(第一四九二号)

同(大河原雅子君紹介)(第一四九三号)

同(逢坂誠二君紹介)(第一四九四号)

同(岡本あき子君紹介)(第一四九五号)

同(奥野総一郎君紹介)(第一四九六号)

同(笠井亮君紹介)(第一四九七号)

同(神谷裕君紹介)(第一四九八号)

同(穀田恵二君紹介)(第一四九九号)

同(櫻井周君紹介)(第一五〇〇号)

同(志位和夫君紹介)(第一五〇一号)

同(清水忠史君紹介)(第一五〇二号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一五〇三号)

同(篠原豪君紹介)(第一五〇四号)

同(白石洋一君紹介)(第一五〇五号)

同(田嶋要君紹介)(第一五〇六号)

同(田村貴昭君紹介)(第一五〇七号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一五〇八号)

同(寺田学君紹介)(第一五〇九号)

同(畑野君枝君紹介)(第一五一〇号)

同(日吉雄太君紹介)(第一五一一号)

同(福田昭夫君紹介)(第一五一二号)

同(藤野保史君紹介)(第一五一三号)

同(宮本徹君紹介)(第一五一四号)

同(本村伸子君紹介)(第一五一五号)

同(山川百合子君紹介)(第一五一六号)

同(柚木道義君紹介)(第一五一七号)

安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求めることに関する請願(阿久津幸彦君紹介)(第一一三八七号)

同(務台俊介君紹介)(第一一三八八号)

同(小川淳也君紹介)(第一一三八九号)

同(櫻井周君紹介)(第一一三九〇号)

同(志位和夫君紹介)(第一一三九一号)

同(白石洋一君紹介)(第一一三九二号)

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(岸信夫君紹介)(第一一三九三号)

同(志位和夫君紹介)(第一一三九四号)

同(志位和夫君紹介)(第一一三九五号)

障害福祉についての法制度拡充に関する請願(井上一徳君紹介)(第一一三九六号)

同(井上義久君紹介)(第一一三九七号)

同(笠井亮君紹介)(第一一三九八号)

同(穀田恵二君紹介)(第一一三九九号)

同(本多平直君紹介)(第一一四〇〇号)

同(道下大樹君紹介)(第一一四〇一号)

同(秋本真利君紹介)(第一一四〇二号)

同(荒井聰君紹介)(第一一四〇三号)

同(上杉謙太郎君紹介)(第一一四〇四号)

同(江田憲司君紹介)(第一一四〇五号)

同(小川淳也君紹介)(第一一四〇六号)

同(川内博史君紹介)(第一一四〇七号)

同(小宮山泰子君紹介)(第一一四〇八号)

同(志位和夫君紹介)(第一一四〇九号)

同(白石洋一君紹介)(第一一四一〇号)

同(田村貴昭君紹介)(第一一四一一号)

同(古屋圭司君紹介)(第一一四一二号)

同(宮路拓馬君紹介)(第一一四一三号)

同(宮本徹君紹介)(第一一四一四号)

同(山川百合子君紹介)(第一一四一五号)

同(早稲田夕季君紹介)(第一一四一六号)

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(小淵優子君紹介)(第一一四一七号)

同(逢坂誠二君紹介)(第一一四一八号)

同(岡田克也君紹介)(第一一四一九号)

同(菊田真紀子君紹介)(第一一四二〇号)

同(後藤田正純君紹介)(第一一四二一号)

同(穀田恵二君紹介)(第一一四二二号)

同(坂本哲志君紹介)(第一一四二三号)

同(塩崎恭久君紹介)(第一一四二四号)

同(初鹿明博君紹介)(第一一四二五号)

同(藤野保史君紹介)(第一一四二六号)

同(船橋利実君紹介)(第一一四二七号)

同(馬淵澄夫君紹介)(第一四〇七号)
同(道下大樹君紹介)(第一四〇八号)
同(山井和則君紹介)(第一四〇九号)
同(小淵優子君紹介)(第一四一三三三)
同(城井崇君紹介)(第一五四四四号)
同(白石洋一君紹介)(第一五四四五号)
同(津島淳君紹介)(第一五四六六号)
同(長谷川嘉一君紹介)(第一五四七七号)
同(三原朝彦君紹介)(第一五四八八号)
同(天上雅義君紹介)(第一五四九号)
同(ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と肝炎ウイルス検査及び治療薬の研究開発の促進に関する請願(後藤田正純君紹介)(第一四一〇号)
同(塩崎恭久君紹介)(第一四一一号)
同(田村憲久君紹介)(第一四一二号)
同(船橋利実君紹介)(第一四一三三三)
同(山井和則君紹介)(第一四一四四号)
同(谷川とむ君紹介)(第一四五〇号)
てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願(高木美智代君紹介)(第一四一五五号)
同(船橋利実君紹介)(第一四一六六号)
同(宮本徹君紹介)(第一四一七七号)
同(岡本充功君紹介)(第一四五三三三)
同(白石洋一君紹介)(第一五四四四号)
てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願(阿久津幸彦君紹介)(第一四一八八号)
同(石破茂君紹介)(第一四一九九号)
同(大野敏太郎君紹介)(第一四二〇〇号)
同(太田昌孝君紹介)(第一四二二二二)
同(笠井亮君紹介)(第一四二二三三)
同(神谷裕君紹介)(第一四二四四号)
同(城内実君紹介)(第一四二五五号)
同(穀田恵二君紹介)(第一四二六六号)
同(左藤章君紹介)(第一四二七七号)
同(佐々木隆博君紹介)(第一四二八八号)
同(齊藤鉄夫君紹介)(第一四二九九号)

同(辻元清美君紹介)(第一四二九九号)
同(中谷一馬君紹介)(第一四三〇〇号)
同(野中厚君紹介)(第一四三一一号)
同(初鹿明博君紹介)(第一四三二二二)
同(日吉雄太君紹介)(第一四三三三三)
同(藤野保史君紹介)(第一四三四四四)
同(古川康君紹介)(第一四三五五五)
同(本多平直君紹介)(第一四三六六六)
同(務台俊介君紹介)(第一四三七七七)
同(櫻井周君紹介)(第一四五五五五)
同(志位和夫君紹介)(第一五五六六六)
同(階猛君紹介)(第一五五七七七)
同(田嶋要君紹介)(第一五五八八八)
同(田村貴昭君紹介)(第一五五九九九)
同(高鳥修一君紹介)(第一五六〇〇号)
同(中根一幸君紹介)(第一五六一一一)
同(長谷川嘉一君紹介)(第一五六二二二)
同(山川百合子君紹介)(第一五六三三三)
同(早稲田夕季君紹介)(第一五六四四四)
同(和田義明君紹介)(第一五六五五五)
八時間働けば普通に暮らせる働き方、セクハラ・パワハラ禁止の法整備を求めることに関する請願(宮本徹君紹介)(第一四三八八八)
国の負担をふやし、国民健康保険料の引下げを求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四七二二二)
障害者等の暮らしを支える介護・福祉の拡充に関する請願(志位和夫君紹介)(第一四七三三三)
保険でよりよい歯科医療を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一四八七七七)
ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善に関する請願(白石洋一君紹介)(第一四八八八八)
お金の心配なく、国の責任で安心して暮らせる社会とするための社会保障制度の拡充に関する請願(志位和夫君紹介)(第一五二三三三)
若い人も高齢者も安心できる年金制度に関する請願(志位和夫君紹介)(第一五二四四四)

七十五歳以上医療費窓口負担二割化に反対することに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五二五五五)
高過ぎる国民健康保険料の引下げへ抜本的改善を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五四一一一)
減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五四二二二)
医療・介護の負担増の中止を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五四三三三)
生活保護基準引下げを撤回し、二〇一八年十月前の基準に戻し、更に引き上げることに関する請願(志位和夫君紹介)(第一五四四四四)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出第五九号)
厚生労働関係の基本施策に関する件
令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案起草の件
○盛山委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案を議題といたします。
本案に対する質疑は、昨九日に終局いたしております。
これより討論に入りますが、その申出がありませんので、直ちに採決に入ります。
内閣提出、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○盛山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○盛山委員長 この際、本案に対し、平口洋君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主・国民・社保・無所属フォーラム、公明党、日本共産党及び日本維新の会・無所属の会の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者より趣旨の説明を聴取いたします。宮本徹君。
○宮本委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。
案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。
新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の事業は、賃金の支払いその他の労働契約に関する労働者及び使用者の自主的な交渉の重要性を勘案し、雇用安定事業その他これに類する事業との関連を十分に勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の甚大な影響に鑑み限定的に設けられたものであることを十分に踏まえること。
二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等について、休業手当の支払を受けることができない労働者が確実に支給を受けることができるよう、その周知徹底を図ること。
三 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の支給に当たっては、これらの措置が特別の措置であることを踏まえ、休業手当の支払の状況等を勘案して、国民の勤労意欲の増進を阻害することがないよう適切な配慮を行うこと。また、雇用調整助成金のオンライン申請について運用停止が繰り返されていることを踏まえ、申請受付から支給までの事務手続

を迅速かつ確実に遂行することができるよう、必要な体制整備に努めること。

四 雇用調整助成金の上限額引上げ措置が講ぜられる前に休業手当を支払って雇用調整助成金の支給を受けた事業主が当該措置に応じて休業手当を追加して支払った場合、雇用調整助成金の差額の追加の支給が可能であることを周知するとともに、上限額引上げ措置が適用される時期に遡って適切に支給できるよう必要な措置を講ずること。

五 登録型派遣労働者も雇用調整助成金の対象となることから、安易に労働契約の解除をせず雇用を継続することを派遣元事業主に対し指導等を行うこと。

六 雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例について、全国の公共職業安定所において統一的な取扱いがなされるよう、適用基準の明確化を図ること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○盛山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○盛山委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、加藤厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力してまいります。

○盛山委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○盛山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○盛山委員長 次に、厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

その起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により、低所得のひとり親世帯には収入減少等により心身に困難が生じており、また、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所の職員等には相当程度心身に負担がかかっている状況下において、政府は、第二次補正予算により、低所得のひとり親世帯に対しては臨時特別給付金を、医療機関等の職員等に対しては慰労金を、それぞれ支給することとしたところであります。

本案は、これらの給付金の支給の趣旨に鑑み、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の受給権等について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○盛山委員長 お諮りいたします。
お手元に配付いたしております草案を令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案の草案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○盛山委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○盛山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十分散会

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律案

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律

1 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3 この法律において「令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等」とは、次に掲げる給付金をいう。

一 都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ

等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、低所得であるひとり親世帯への支援の観点から支給される令和二年度の一般会計補正予算(第2号)における母子家庭等対策費補助金を財源とするもの

二 都道府県から支給される給付金で、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、医療機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務する職員等に対し慰労金として支給される令和二年度の一般会計補正予算(第2号)における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とするもの

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理由

令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給の趣旨に鑑み、その支給を受けることとなった者が自ら令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等を使用することができるようになるため、令和二年度ひとり親世帯臨時特別給付金等について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和二年六月十八日印刷

令和二年六月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A